

北区岩淵周辺地区かわまちづくり計画協議会設置要綱

6 北まま第1021号
令和6年4月11日区長決裁

(目的及び設置)

第1条 荒川沿川赤羽岩淵周辺における河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指し、ハード・ソフト両面からの水辺と地域資源の利活用方策等を明らかにする「北区岩淵周辺地区かわまちづくり計画(以下「かわまちづくり計画」という。)」を策定し、かわまちづくりを推進する、「北区岩淵周辺地区かわまちづくり計画協議会(以下「協議会」という。)」を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について所掌する。

- (1) かわまちづくり計画策定の検討に関すること
- (2) かわまちづくりの実施、その効果の評価、実施点検及び見直しに関すること
- (3) その他かわまちづくりの推進に関すること

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 地域関係団体等を代表する者 5名以内
- (3) 北区関係職員 3名以内

2 委員は、区長が委嘱し、又は任命する。

3 協議会は、必要に応じて関係者をオブザーバーとして出席させ、その意見を聴くことができる。

4 協議会は、必要に応じて協議会の下に部会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から1年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により協議会の招集が困難であると会長が認めた場合は、議案を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を求め、その結果をもって議決に代えることができる。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(公開)

第7条 協議会は公開とする。ただし、議決により非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、まちづくり部まちづくり推進課とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会にて協議し、定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和6年4月11日から施行する。